

別紙②

「秋田県奥森吉青少年野外活動基地管理業務仕様書」

指定管理者は、秋田県奥森吉青少年野外活動基地の管理運営にあたり、秋田県奥森吉青少年野外活動基地条例（平成１０年秋田県条例第１５号）、秋田県奥森吉青少年野外活動基地管理規則（平成１０年秋田県規則第４０号）及び秋田県奥森吉青少年野外活動基地の管理に関する基本協定書に定める事項のほか、本仕様書に従い業務を行うものとする。

１ 基本的な考え方

- （１）秋田県奥森吉青少年野外活動基地条例（平成１０年秋田県条例第１５号）に定める目的達成のために効果的な管理運営を行うこと。
- （２）利用者が快適に利用できるよう管理運営すること。
- （３）管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を遵守し、管理運営を効果的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。

２ 使用期間及び使用時間等

（１）使用期間

６月１日～１０月３１日（無休）

（２）使用期間の変更等

特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、前（１）に定める使用期間を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。ただし、使用期間を変更し、又は臨時に休業日を設けたときは、その旨を青少年野外活動基地の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

（３）使用時間等

ア 青少年野外活動センター

午前９時～午後６時まで（ただし、９月下旬からは午後５時まで）

イ 親子キャンプ場

宿 泊 午後１時～使用を終える日の午前１１時まで

日帰り 午前９時～午後５時まで

（４）使用時間の変更等

特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、前（３）に定める使用時間を変更することができる。使用時間を変更することができる。ただし、使用時間を変更したときは、その旨を青少年野外活動基地の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

３ 使用料

施設の使用料は無料とする。

４ 使用の許可、使用の許可の取り消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

- （１）使用の申し込みは、申請書（秋田県奥森吉青少年野外活動基地管理規則に定める様式）により受け付け、内容を確認したうえで使用を許可すること。
- （２）申請内容が次に掲げる事項に該当する場合は、使用を許可しないこと。既に使用を許可

している場合は、その許可を取り消すこと。

ア 営利を目的とした使用

イ 独占的長期にわたる使用

ウ 他の使用者に著しい迷惑となる使用

5 使用期間内の維持管理に関する業務

(1) 青少年野外活動センター、親子キャンプ場サニタリー

ア 解錠、施錠

使用時間に合わせて解錠と施錠を行うこと。

イ 利用者への対応

来館者に対し周辺地域の情報提供を行うとともに、自然公園の保護保全の啓発に努めること。

ウ 施設の巡視

巡視による日常点検を行い、施設の保全・管理及び損傷の未然防止に努めること。

エ 清掃及び消耗品等の取り替え、補給

・消耗品（トイレットペーパー、蛍光灯など）の交換・補充を行うこと。

オ 設備の点検・記録

・目視により、設備全般・制御板等各種表示・薬品残量等の点検、確認を行うこと。
・日常点検の結果を毎日記録すること。

カ 法令に定められた点検管理を行うこと。

(2) キュービクル室

ア 施設の巡視

・巡視による日常点検を行い、施設の保全・管理及び損傷の未然防止に努めること。

イ 法令に定められた点検管理を行うこと。

(3) 奥森吉青少年野外活動基地内（親子キャンプ場、車道、散策路等）

ア 利用の適正化

自然公園の保護保全の啓発に努めること。

イ 基地内の草刈り

・親子キャンプ場（3回程度／使用期間内）
・基地内の車道（県管理道路）の路肩（1回程度／使用期間内）
・標識（1回程度／使用期間内）
・散策路（ブナ森散策コース、大印ハイキングコース）（1回程度／使用期間内）
・その他敷地内（基地内の利用状況等を踏まえて実施。1回程度／使用期間内）

ウ 基地内の巡視

・親子キャンプ場の巡視（日1回以上／使用期間内）
・車道、散策路の巡視（週1回以上／使用期間内）

(4) 仮設トイレ（森吉山野生鳥獣センター前駐車場）

ア 設置

森吉山野生鳥獣センター前駐車場に仮設トイレを設置すること。

仮設トイレの設置期間は、使用期間内の毎日午後5時～午前9時までとする。

イ 維持管理

・消耗品（トイレットペーパー等）の補充を行うこと。
・タンクの汲み取りを適宜行うこと。

6 使用期間前後の維持管理に関する業務

(1) 使用期間前に次の業務を行うこと。

- ア 冬囲いの撤去
- イ 所定の手順に従った浄水施設の復旧作業及び水道の水張り
- ウ 電気の通電
- エ トイレ及び浄化槽の調整
- オ 施設の清掃及び設備の調整
- カ 仮設トイレ（森吉山野生鳥獣センター前駐車場）の設置
- キ 衛星携帯電話設備の契約再開・動作確認

(2) 使用期間後に次の業務を行うこと。

- ア 冬囲いの設置
- イ 所定の手順に従った浄水施設の越冬作業及び水道の水抜き
- ウ 電気の停止
- エ トイレ及び浄化槽への不凍液注入等
- オ 施設及び設備の整理・清掃
- カ 仮設トイレ（森吉山野生鳥獣センター前駐車場）の撤去
- キ 衛星携帯電話設備の契約休止

7 基地の利用促進に関する業務

(1) 利用促進事業の実施

キャンプ場及び基地の利用促進のため、植樹体験、自然体験学習等を月1回程度開催すること。開催にあたっては、野生鳥獣センター（環境省）との連携し、利用促進事業の充実を図ること。

(2) 情報発信活動の実施

インターネットやSNSを活用して、施設紹介や利用促進事業などの情報発信を行うこと。

8 その他の留意事項

(1) 記録等の作成及び保存

業務日誌を付けるとともに、業務に関する帳簿類は常に整理し、県から報告や実地調査を求められた場合には、県の指示に従い、誠実に対応すること。

毎月の電気の使用料金の請求があった場合は、その請求書の写しを県に毎月送付すること。

(2) 関係機関との協力

国、県及び市町村等が実施または要請する事業への支援・協力を行うこと。また、奥森吉青少年野外活動基地に関する情報や交通規制等に関わる情報を収集し、関係機関に提供すること。

(3) 事故等、緊急時の対応

ア 火災、犯罪等の緊急事態が発生した場合は、生命の安全確保を最優先とし、傷病者の応急手当を施すとともに、被害が拡大しないよう立入制限などを行い、県に一報をいれること。必要に応じ、警察・消防等の関係機関に速やかに通報し、その指示に従うこと。火災については、可能な範囲で初期消火に努めること。

イ 集中豪雨、台風などの自然災害による警報発令時には、利用客に情報提供を行い、避難を促すこと。基地への自然災害の発生が見込まれる場合は、県に一報をいれるとともに、利用者を避難させ、利用客の避難の確認後、施設を閉鎖し、従業員も避難すること。

ウ 地震や火山活動等の大規模な自然災害が発生した場合は、生命の安全確保を最優先と

し、傷病者の応急手当を施すとともに、県に一報をいれること。利用者を避難させ、利用客の避難の確認後、施設を閉鎖し、従業員も避難すること。

エ 停電時の対応

施設やキュービクル室のブレーカー等の状態を確認し、必要に応じ自家用電気工作物保安管理事業者と連携して復旧対応を行うこと。復旧が困難な場合は、県に一報をいれ、必要な指示を受けること。

オ クマの出没時には、利用者に注意喚起を行うこと。また、森吉山野生鳥獣センターに情報提供を行うこと。

(4) アンケート調査の実施

利用者満足度を測定するためのアンケート調査を実施すること。

(5) その他

仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議すること。